

# ミュンヘンのロースクール日記(6)



会員 押鴨 涼子

新年明けましておめでとうございます。明けて2011年も、皆様のご多幸とご活躍をお祈り申し上げます。

さて、この原稿を書いている11月下旬、ミュンヘンでは数日前に降り積もった雪がまだ溶けずに残っています。そして、前回ご紹介したクリスマスマーケットも始まりました。ドイツは本格的に冬到来です。

今回は、講義紹介では商標及び意匠シリーズを、留学関連では成績証明書等その他について、ご紹介したいと思います。なお、数日前に無事にMIPLCの卒業式も終了し、卒業証書(Diploma)を頂き、学位が取れたことも確認できました。角帽と黒ガウンという衣装に身を包み、お決まりの帽子投げも体験した卒業式の様子などもいつかご紹介できればと思っています。

## 1. ロースクール：商標・意匠シリーズ

### 1) 欧州・米国・国際商標法(必修科目)



欧州・米国・国際商標法のシラバスの一つ

2009年の年の瀬の迫る12月に入ると、著作権ラウンド、経済系ラウンドと並行して商標法ラウンドも始まりしました。これらの講義の合間を縫って、著作権法と特許法の試験も抱えていたこの時期は、冬学期の中では一番辛かったような気がします。

i) Prof. Annette Kur (Max Planck Institute for Intellectual Property) :

入門講義の「国際IP条約システム」と年明け後の「欧州意匠法」の講義を受け持たれているクア教授の「国際商標法」の講義です。教官の講義は、パリ条約、TRIPS条約、マドリッド条約、マドリッドプロトコル等の商標に関する国際法；越境貿易(cross-border trade)から生じるコンフリクト；テルケルマーク等の国際的な著名商標；等についてECJやWTOのパネル等の判例を交えながらドイツの教授法により解説するというものです。

ところで、本講義は「国際商標法」であるにも関わらず、試験の出題範囲は「欧州商標制度」に関するものでした。このあたりは試験前にクラスメートからもMIPLCや教官に質問があったようです。MIPLCからはなぜこういう構成になっているかの合理的な説明はなく、未だに謎ですが、講義自体は大変興味深いものだったかと思っています。

ii) Dr. Verena von Bomhard (Attorney at Law, Alicante) :

ショートヘアで颯爽として現れた快活な雰囲気教官は、自己紹介で「私はドイツ生まれだけれど、スペインで結婚したからスペイン人なのよ～」と笑顔で話して下さり、好印象でした。

教官は、主として欧州共同体商標(Community Trade Mark/CTM)を取り扱うアトニーで、OHIMの所在地スペイン国アリカンテに居を構えているようです。従って、教授の講義もCTMに関するものでした。講義の進行はユニークで、シラバス中に予め23の質問が用意されていて、その質問の答えを解き進めていくと、最終的にはCTMの全体像が理解できているというものでした。

欧州の商標制度は、欧州一括の欧州共同体商標

(Community Trade Mark/CTM) と各国の商標制度が併存しています。CTM は、スペインのアリカンテに OHIM (欧州共同体商標意匠庁) に出願し、登録されると、この 1 件の登録で欧州連合加盟国全体をカバーする商標権が獲得できる仕組みです。なお、この OHIM は、正式名称が『域内市場における調和のための官庁 (商標及び意匠) (Office for Harmonization in the Internal Market (Trade Marks and Designs))』というとても長く長いもので、欧州法制度特有の「調和」の文字も名称中に盛り込まれています。

さらに、この CTM と並行して、国ごとに商標出願をすることもできます。CTM は「一括出願、一括管理」という点では便利ですが、権利を失うときもすべての国の権利が失われるという意味ではハイリスクを伴います。そこで、実務的には CTM と国内商標を巧く組み合わせて権利取得戦略を練ることが重要ということを知りました。

講義の構成は CTM の理解が中心になりますが、この CTM については、今回も欧州特有の「調和」の概念理解が重要で、商標法規則 (Trade Mark Regulation; TMR) の読み込みがメインになります。なお、この TMR は、不正競争法やその他の講義でも理解必須の規則として何度も登場してきます。この講義中にしっかり重要ポイントを把握しておく必要があります。

ただ、欧州特有の調和制度に拘束されるとしても、商標の対象や権利範囲等については日本商標法と共通する部分もあり、条文の読み込みや理解といった点では比較的勉強しやすい科目で、教授の質問にも挙手をして答えることができた講義でもありました。

勉強がしやすかった背景には、シラバスの構成にもあると思いました。教官が作成したシラバスには、CTM に関する ECJ 等の判例の関連条文の情報と要点部分が列挙されており、対応する質問の判例を条文とも対応させながら理解できる仕組みになっていたのです。これは、とても助かりました。掲載された判例はかなりの数にのぼりましたが、論点が興味深く読み進めることができてしまったという感じです。特許判例では背景技術を理解しないとついていけない感じがするので、その時点で拒否反応を示す学生も多かったのですが、商標権や著作権は係争の対象が比較的身近なものでもあり、案件の対象物自体に対する拒否反応がないという面でも判例に対する理解が進みやすいとい

う印象を受けました。

温和な国から来た教官の人柄が反映されてか、クラス内の雰囲気も明るく議論も活発でした。

iii) Prof. Graeme Dinwoodie (University of Oxford)

商標法ラウンドの最後を飾ったのは、米国商標法です。ぴたっとした黒ずくめの洋服で現れた教官は、若くして英米の著名な大学の教授に就任し、著作も多く、極めて優秀であることは一見して伝わってきました。

米国の講義は多数の論点を少ない日程でこなさなければならぬのですが、他の米国からの教官同様、本教官の講義もテンポよく、頭脳明晰さがそのまま口から飛び出してきたような、それは、非常によく構成された素晴らしい講義でした。彼も優秀教官ベスト 5 のうちの 1 人です。特に、クロスボーダー、インターネット関連の事件、ドメイン名についてなど最近のトピックに関する講義はとても面白かったのを記憶しています。その半面、講義の最中から、試験は大変なことになるなあという予感もあり、その点では少々気が重かったのも事実です。

12 月に入り、講義にも少しずつ慣れてきたこともあり、商標法では、すべての教官の質問に答えるように心がけていたのですが、本教官の場合は、質問の答え自体に答えることができて、さらに突っ込んだ質問を浴びせかけられ、学生に対する expectation もかなりハイレベルとお見受けしました。

お決まりのコモンローの米国の法なので、予習で読み込む判例も多く、また、ひとつの判例も重量級です。読み応えがあるといえばそれまでなのですが、この頃はまだ、たまに読み進めていて、「ところで、今何が問題になっているんだっけ？」という迷子状態に陥ることもありました。

最終日の講義は教授の体調不良により中止になり、さらに、多忙な教授のスケジュール調整も難しく、結局、クリスマス休暇直前にシカゴからビデオ講義をすることになりました。回線の関係で、音声クリアではなく、聞き取りに苦労しました。教官からは、相変わらずアグレッシブに「伝えよう」という熱意が伝わってきているだけに残念でした。

なお、本科目も試験も Reading time が 30 分つきました。その予告があった時点で、本教官の試験文に相

当する問題文が長文にわたるであろうことは明らかでした。長文問題の場合、原告と被告の関係、対象となる侵害行為等の事実関係を迅速に正確に把握することが最重要です。さらに、事案をどの程度掘り下げて検討するかといったさじ加減のセンスも必要と感じました。弁理士試験受験の頃の事例問題で駆使した「隙のない場合分け」の感覚をそのまま適用してしまうと、とてつもない数の場合分けが必要になってしまう場合が多いので、題意の真意を汲み取り、教官が求めている議論は何なのかということを見極め、議論をその部分に集中して、事案を検討するというテクニックが必要ということに考えが至りました。

ただ、「考えが至る」ことと、実践できるかということとは別問題です。私は、このような何か「博打うち」のような感覚に馴染むのに苦労しました。「捨てた議論」の部分が気になって仕方なかったという感じです。私の実際の答えは、題意把握ミスをしないうちに、なるべく周辺事象についても一応の記載をするという保険が掛けられたものでした。おかげで試験中は最後の一秒（後）までタイピングを続けるというハードなもので、前日からの睡眠不足もたたり、試験が終わるとげっそり疲れ果てて何もする気になりませんでした。それにもかかわらず、大概是試験日の午後も講義があり、ここまで苦行をさせる MIPLC とは。。。と思っていたものでした。

## 2) 欧州・米国・国際意匠法（必修科目）



欧州・米国・国際意匠法のシラバスの一つ

2010年の年明けのMIPLCは、国際及び比較著作権法の試験から始まりましたが、講義としては欧州意匠法の講義が2010年の「学始め」の講義になりました。

i) Prof. Annette Kur (MPI for IP) :

今回は3科目目、クア教授による欧州意匠法の講義になります。

意匠権は保護対象が工業デザインです。「デザイン」という保護対象は、保護される法域も国等によって異なり、著作権法、商標法、意匠法、特許や実用新案にまで法域がまたがり、さらに、使用態様によっては、不正競争法もからんできます

さらに、何度かご紹介しているように、欧州は国の東、各国にはそれぞれ独自の国内法があるので、欧州全体としての調和を図るために、指令や規則、条例等の形で各国の法制を制限する方策がとられています。そこで、意匠法でもお決まりの「調和」がからんできます。欧州の意匠法の「調和」は規則(Regulation)により達成されます。この「規則」は、各EU加盟国の国内で直接適用され、法的拘束力を有する性質のものであります。

ところで、欧州の意匠法については、まだまだグレーゾーン領域が多く残っているという印象でした。裏を返せば、すっきりしない部分も多いということで、教官はその「すっきりしない(unclear)」ことをすっきりと(clear)説明してくれました。

年明けからは、講義室でようやく無線LANが繋がるようになり、パソコンでのnote taking(ノート取り)を始めました。パソコンを使うと、耳から聞こえた英語を頭の中で日本語に置き換えることなく、英語のまま聞こえたままをタイピングします。この作業によって、手書きの頃よりもヒアリング能力も向上したように思います。また、ノートの構成などにも慣れてくると、試験前の見直しもしやすくなり、講義の理解も進んだような気がします。「亀の一步も一步」と自分に言い聞かせていた毎日です。

ii) Prof. Mark D. Janis (University of Iowa College) :

本講義はかなり若い(若く見える?)米国教官による米国意匠法の講義です。本教官は先ほどご紹介した米国商標法のディンウディ教授と共著の本を出しており、商標法で既に勉強した分野(Trade Dress)から講義に入ることができたこと、英語もクリアで分かりやすく、解説も丁寧、と三拍子揃ったとてもいい講義でした。ジャニス教授もMIPLC教官ベスト5の一人です。

米国では、意匠は商標法の一部と特許法の一部で保

護されるという、日本とは少し違った保護方法が取られています。そのあたりの意匠権の取り扱いは、日米欧でかなり違う性格のもので、日本視点による勘違いに気をつけなければなりません。

コモンローの国、米国の意匠法なので、本講義でも、予習段階でのお約束の「大量の判例の読み込み」が必須です。この頃は、講義名に「米国」とついた段階で、その旨大凡予想はつくようになってきたので、ページ数には圧倒されなくなりました。しかし、一步進んで、自分の読みの方向性が正しいのかと思うこともありました。時間をかければ読み間違えることはないと思いますが、一度の速読で本当に全体の真意を掴めているのかが不安でした。論点を読み間違えてしまうと、結局読み込み自体が無駄になり、法律そのものの理解が不完全という悲劇を招きます。そういう意味で、商標法でも勉強した Trade Dress については、蓄えてから日の浅い予備知識のおかげで、読みのペースも上がり、内容の理解の方向性も間違っていないと確信を得られたのは心理的にも大きかったです。さらに、各判例のポイントを端的に、しかも丁寧に解説して下さる講義は、予習の読み込みをしていたからこそ、有難いと思える講義でした。また、予習で判例を読み込み、大まかなポイントをおさえてから講義に出席すると、教官の講義中の判例の解説から予習段階の方向性が間違っていないことも確認できます。この頃は、何とか、ポイントを押さえた正確な速読術を早く身につけたいと思っていた頃で、それには予習の読み込みは必至と考えていました。そこで、MIPLC やミュンヘン在住の IP 関係の日本人の集まり等に参加しても、帰宅してから必死に読み込みを続けていました。ビールを少々嗜んだ程度でも勉強の効率が落ちないことが幸いでした。今回の留学にあたっては、家族、親戚や友人の応援や温かい励ましにはあり得なかったと思っています。さらに、こんな優れた体質を授けてくれた両親に何度感謝したかしれません。

## 2. ミュンヘン工科大学

MIPLC の 4 つの提携機関でご紹介する最後の機関はミュンヘン工科大学 (Technische Universität München, TUM) になります。なぜ工科大学？と不思議に思う方も多いかと思えます。私も不思議でなりませんでしたが、MIPLC 設立当初には色々な経緯があったようでここでは詳しくは書きません。4 つの大

学機関の中では一番存在が薄く、ミュンヘン市内で学割を得るのに必要な学生証を発行してもらう大学という感じです。



ミュンヘン市内の様子～平和の天使像～

とはいうものの、TUM 自体は、ルートヴィヒ・マクスミリアン大学ミュンヘン (ミュンヘン大学) と共にドイツの名門大学の一つだそうです。さらに、今までにノーベル賞受賞者を 7 名も輩出しており、理料系大学としては、ドイツ国内のトップということで、研究予算も重点配分されているということです。

なお、ノーベル賞受賞者の中には小説家のトーマス・マン (1929 年文学賞受賞) もいるようです。その他、葉緑素とヘミンの研究で有名なハンス・フィッシャー (1930 年化学賞)、メスバウアー効果の発見者ルドルフ・メスバウアー (1961 年物理学賞)、生化学者コンラート・ブロッホ (1964 年生理学・医学賞)、有機金属錯体のサンドイッチ構造の研究者エルンスト・フィッシャー (1973 年化学賞)、電子顕微鏡を開発したエルンスト・ルスカ (1986 年ノーベル物理学賞)、光合成反応中心の研究者ロベルト・フーバー及びヨハン・ダイゼンホーファー (1988 年化学賞)、イオントラップ法を開発したヴォルフガング・パウル (1989 年物理学賞)、パッチクランプ法を開発したエルヴィン・ネーアー (1991 年生理学・医学賞)、ボース=アインシュタイン凝縮に関する研究者ヴォルフガング・ケターレ (2001 年物理学賞) 及び固体表面化学の研究者ゲルハルト・エルトル (2007 年化学賞) など近年の受賞者が目立ちます。近代ドイツの建築やデザインの元祖

ともいえるバウハウスの創設者ヴァルター・グロピウスや、ドイツ空軍主力戦闘機メッサーシュミットの設計者ウィリー・メッサーシュミットも TUM の同窓生ということです。

### 3. ミュンヘンでの生活：道，＝憧れの石畳，侮ることなかれ＝

留学先をアメリカではなく、ヨーロッパにしようと考えたことの一つに、「ヨーロッパの石畳」に憧れていたということが挙げられます。「石畳」という言葉の雰囲気には優雅な響きを感じました。やはり、滞在するのなら、歴史と文化薫るヨーロッパがいいなあ、と思ったりしたものです。その思いは今でも変わりません。しかし、石畳に関しては全く考えが変わりました。

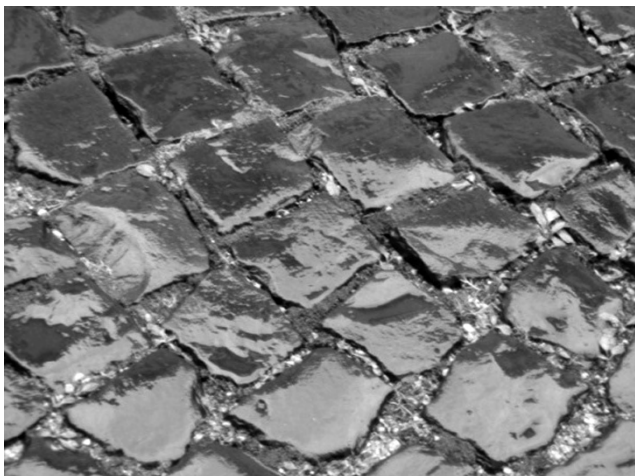
ミュンヘンの街はデザインの差こそあれ、石畳の通りが非常に多いです。ミュンヘンに来た当初は、写真のような放射線状に弓状に広がっていくデザインの石畳が優雅に思えたものです。よくみると、石と石の間

は苔むしていたりして、何やら街の歴史みたいなものも感じました。「やっぱりこうじゃなくっちゃね」とわくわくしたものです。

ところが、ミュンヘンに来てからしばらくして、石と石の間が数センチ陥没している石畳を見かけるようになりました。これには参りました。もちろん、日本で引越しの準備をしているときから、毎日パソコンを持ち歩く生活のことを考え、ピンヒールの靴は持ってきてはいませんでしたが、それにしても、靴の踵がねじれて陥没しかかったり、つま先が縁の部分に衝突したり、足をひねりそうになったりしたことが何度あったかしれません。日本の真っ平らなコンクリートの舗装歩道がどれだけ足に安全で腰にも負担がなかったかということをごちらに来て初めて実感したほどです。



私の住んでいるアパートメントの前の石畳



石畳近影



石畳超近撮

ということで、私の石畳信仰は今やすっかり消えてなくなっていました。ところで、その後、春になると、写真（石畳の修復作業の様子）のように、職人

さんたちが、石畳をひとつずつ解体し、新たに砂をひいて基盤を作り、石を一つ一つ丹念に並びかえ、さらに砂を敷き詰めるという作業をしているのを随所で見かけました。私のアパートメントの前の通りの石畳の陥没も補正されてきれいに仕上がっていました。こんな作業を垣間見てしまうと、今では、自分なりに石畳歩行攻略法も編み出しましたし、見た目はやっぱり石畳とったりしています。



石畳の修復作業の様子

#### 4. 留学を目指すあなたへ：成績証明書，LSACのことなど

出願書類として必要な書類のうち、エッセイ、推薦状についてはご紹介しました。これらの書類以外に、ほとんどの大学では大学時代及び司法修習所での成績証明書の提出を義務づけているようです。取ってしまった成績は今さらどう修正することもできないので言及することはありませんが、英文での成績証明書を作成してもらうことに留意して下さい。また、志望する大学によっては、成績のランク付けについても、志望大学独自の成績評価システムに置き換えた成績証明書や学部内での順位の記載を要求する大学もありますので、そのあたりの情報についても、正確に把握しておくことが重要かと思います。私も何度か自分の母校の教務課に出向いたり、電話をしたりして、どういうタイプの成績証明書が何部必要なのかを説明しなけれ

ばなりません。大学によっては、「対応できない」との返答だったり、口頭で成績システムについて説明を受けたりしました。そういう情報を追加情報として英文で書面を作り、自分で印刷し、教務課の係の方をお願いして、その書面を成績証明書と一緒に同封して貰う等で対処をしました。なお、どこの大学でも、成績証明書は封筒に入れてシーリング（サイン又は押印）することが条件ですので、大学の教務課の方とは密に連絡を取られることもお勧めします。

なお、先ほども少し書きましたが、LL.M.は弁護士等の法学部の学位を持った実務家の方が進学することが多いからか、司法研修所での成績も要求されることがあるのには驚きました。さらに、米国には成績を一括して電子的に扱うLSACというシステムがあることも知りました。このLSACについて、留学経験者の方に伺ったところ、一度このファイルを作り登録をしておけば、米国内のほとんどの大学はここから自動的に成績情報を取りだせるため、成績証明書の送付は必要ないそうです。ただ、私の場合は、法学の学位もなく、司法研修も受けていないため、空欄が目立つかもしれない、との指摘を受けました。そこで、MIPLCはLSACを採用していないということも考慮し、敢えて見栄えのしないLSACを作るよりも、手間はかかりますが、各大学に成績証明書を送付するというアナログな手段を選びました。

なお、成績証明書の送付は、大学によっては、出願書類とは別に送付することを要求している大学もあります。総じて、成績証明書の送付に当たっては、母校への英文成績証明書の作成の依頼、成績証明書に記載することが必要な項目及び送付方法について確認しておくことをお勧めします。また、成績証明書が手元に届くのが遅れたために出願期限を徒過してしまったということがないように、出願準備の中でも、早目に準備をしておくこともお勧めします。

以上

(原稿受領 2010. 11. 29)